設計者の資格に関する申告書

 年 　　月 　　日

（宛先）奈良市長

申請者　住所

氏名

（電話　　　　　　　　　　　　　　　）

宅地造成及び特定盛土等規制法第１３条第２項の規定による設計者の資格について、次のとおり申告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設計者氏名 | 　 | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住　　　所 |  |
| 勤務先名称及び所在地 | （電話番号　　　　　　　　　　　　　） |
| 最終学歴 | 学校名修学年数 | 学科卒業年月　　　　　年　　　月 |
| 資格免許等 | 名　　　称 | 技術士（建設部門） | 一級建築士 | その他（　　　　）　　　　 |
| 登録番号等 |  |  |  |
| 取得年月日 | 　　年　　月　　日 | 　　年　　月　　日 | 　年　　月　　日 |
| 実務経歴 | 勤務先の名称 | 工事名及び実務の内容 | 期間 | 期間の合計 |
|  |  | 年　月から年　月まで | （　年　 月） | 年　月 |
|  |  | 年　月から年　月まで | （ 　年　月） |
|  |  | 年　月から年　月まで | （　 年 月） |
|  |  | 年　月から年　月まで | （　 年 月） |
| 該当する資　　格 | 宅地造成及び盛土規制等規制法施行令第２２条 | （ 第１号 第２号 第３号 第４号 第５号 ） |
| 宅地造成及び盛土規制等規制法施行規則第３５条 | （ 第１号 第２号 ） |
| 昭和３７年建設省告示第１００５号 | （ 第１号 第２号 第３号 第４号 ） |

備考

　　１　「該当する資格」の欄は、該当号を○印で囲んでください。

２　該当する資格を証明する書類の写しを添付してください。

設計資格を要する工事について（裏）

１　設計資格を要する工事

次の措置を講ずる場合は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければなりません。

（１）　高さが５メートルを超える擁壁の設置

（２）　切土又は盛土をする土地の面積が１，５００平方メートルを超える土地における排水施設の設置

２　設計資格

　　設計者が有すべき資格は次で定めるとおりです。

|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第２２条法第９条第２項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。１　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務の経験を有する者であること。２　学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限３年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。３　前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して４年以上の実務の経験を有する者であること。４　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務の経験を有する者であること。５　国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。 |

|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第３５条令第１７条第５号の規定により、国土交通大臣が同条第１号から第４号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。１　土木又は建築の技術に関して１０年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和４４年建設省令第４９号）第１９条第１号トに規定する講習を修了した者２　前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第１７条第１号から第４号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者 |

|  |
| --- |
| 昭和３７年３月２９日建設省告示第１００５号（改正 平成１２年１２月２８日建設省告示第２５３６号）宅地造成等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号）第１８条第５号の規定により、同条第１号から第４号までに掲げるものと同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。１　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して１年以上の実務の経験を有する者２　技術士法（昭和３２年法律第１２４号）による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者３　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士の資格を有する者４　土木又は建築の技術に関して１０年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの |

３　設計資格を証明する書類

　　該当する資格に応じて以下の書類を添付して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施行令第２２条 | 第１号～第４号 | 卒業証明書 |
| 施行規則第３５条 | 第１号 | 講習修了証明書 |
| 告示 | 第１号 | 大学院に１年以上在学したことの証明書 |
| 第２号 | 技術士の資格証明書 |
| 第３号 | 一級建築士の資格証明書 |
| 第４号 | 講習修了証明書 |